



隠岐の島町中小企業・ 小規模企業振興計画（案）

第2期

令和6(2024)年 6月



— 目 次 —

はじめに	-----	P. 1
1. 基本的な考え方	-----	P. 2
2. 計画の体系	-----	P. 4
3. 具体的施策と目標数値	-----	P. 5
4. 事業推進体制及び役割	-----	P. 10
5. 資料		
1) 計画策定の経過及びメンバー	-----	P. 12
2) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例	-----	P. 13
3) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議設置要綱	-----	P. 16
4) 各種統計資料	-----	P. 18

はじめに

町内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、これまで、本町の経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用やにぎわいを創出し、町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、深刻な人口減少や経済のグローバル化等の社会情勢の大きな変化に伴い、事業活動を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。

こうした問題に対する危機感が強くなる中、本町は商工団体、金融機関、町内中小・小規模事業者等により構成される「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議」を立ち上げ、様々な意見交換を行いながら平成30年11月に「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」を策定し、町内中小企業・小規模企業の振興に取り組んでまいりました。

ところが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行、原油価格・エネルギー価格の高騰等により町内中小企業・小規模企業を取り巻く環境は一段と悪化し、引き続き厳しい経済環境が続くことが予想されます。本町は、この現状を打破すべく、アフターコロナを見据えたうえで、「第2期隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」（以下、「本計画」という。）の策定を目指し、関係者一丸となって、方向性を模索してきました。

昨今の厳しい状況を乗り越え、誰もが安心して暮らせ、「将来にわたり住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の成長と持続的な発展が不可欠であり、町、事業者、地域経済団体及び町民が連携・協働し、中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

これらを踏まえ、中小企業・小規模企業の成長発展・事業継続に向けた振興施策を本計画により、進めてまいります。

中小企業・小規模企業の定義（中小企業基本法による）

業 種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金額または 出資総額	従業員数	従業員数
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

1. 基本的な考え方

1) 計画策定の趣旨

本計画は、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な施策や目標を定めた計画とします。

なお、施策の推進にあたっては、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例」（以下、「基本条例」という。）第4条に定める「基本方針」に基づき、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、各関係機関との連携を図りながら、町、事業者、地域経済団体及び町民が協働して推進していくものとします。

2) 計画の位置づけ

本町では、町の最上位計画として「第2次隠岐の島町総合振興計画」（計画期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）を策定しています。その他にも、観光振興や農林業振興等の各種振興計画や、平成27（2015）年には「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種事業に取り組んでいます。

本計画は、「第2次隠岐の島町総合振興計画」において示されている方針や方向性を踏まえた産業全般を対象範囲とする計画とし、既存の各種計画との関連性、整合性を保ちながら取り組みを推進していきます。

3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や経済等の変化に応じて、適宜必要な見直しを行うこととします。

4) 評価・検証

本計画を着実に実施するために、基本方針と評価指標をもとに、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルの視点で、施策・事業の評価・検証を毎年度行い、公表します。

また、実施状況の確認や効果検証をもとに、必要に応じて本計画を改訂し、事業の見直しなどを実施します。

なお、実施状況の確認や効果検証にあたっては、適宜「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議」の意見を求めるものとします。

5) SDGsとの関係

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続的な開発目標) は、平成27年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す、先進国と発展途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

政府は「SDGs実施指針」(平成28年12月SDGs推進本部決定)において、日本全国にSDGsを浸透させるために、地方自治体の積極的な取組を期待するとしています。

本町は、まちの将来像を「つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島」と定めた第2次隠岐の島町総合振興計画の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいますが、これは『誰一人取り残さない』社会の実現を目指したSDGsの理念と軌を一にするものです。本計画の施策を着実に進めることにより、SDGsの目標達成につなげてまいります。

※P.5～の目標数値について

特に記載のない限り、現状値は2022年度、目標値は2028年度に設定しています。

2. 計画の体系

本計画では、基本条例第4条に示した8つの基本方針ごとに重点課題を設定し、各種施策を展開します。

	基本方針	重点課題及びその対策
1	経営の安定及び革新並びに経営基盤の整備を図ること	地元事業者の経営の安定化 ①地域内経済循環の促進 ②消費者ニーズへの対応 ③DX化の推進 ④施設・設備の更新及び新規導入の促進
2	人材確保及び育成並びに雇用の安定を図ること	多様な人材の確保及び育成・定着への対応 ①労働条件・雇用環境の向上 ②若年者等の町内就業の促進 ③町外の人材確保の促進 ④その他
3	新事業の創出及び創業の促進を図ること	(1) 開業場所の確保及び開業ノウハウの習得 ①西郷港周辺整備事業の推進 ②開業を促進する環境の整備 ③経営知識の習得促進 (2) 事業承継への対応 ・後継者の確保及び育成の促進
4	町の観光資源を始めとする地域資源を整備・活用し、町の魅力を島内外に広く発信する事業活動の推進を図ること	地域資源の活用の促進 ①地域資源の整備・活用 ②島外からの誘客促進
5	資金調達の円滑化を図ること	多様な資金メニューの有効活用 ・情報発信・周知の促進
6	事業者と関係機関との連携及び事業者相互の連携の促進を図ること	組織間の連携強化 ・行政と事業者の意見交換の促進
7	事業活動の推進に関する情報の提供及び発信を図ること	積極的な情報発信及び情報収集 ・時代に合った手法による情報発信・収集の促進
8	学校教育における勤労観及び職業観の醸成を図ること	キャリア教育の推進 ・地元の産業に触れる機会の創出

3. 具体的施策と目標数値

基本方針 1

経営の安定及び革新並びに経営基盤の整備を図ること

重点課題

地元事業者の経営の安定化

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



● 対策

① 地域内経済循環の促進

- ・消費者の地元購買意欲の向上・利便性の高い事業展開の推進
- ・地域限定デジタルクーポンの導入検討

② 消費者ニーズへの対応

- ・キャッシュレスの普及による決済方法の充実化
- ・消費者ニーズに合ったサービスや商品の提供に向けた改善の促進
- ・高齢者等の買い物困難者への対策及び支援

③ DX化（デジタルトランスフォーメーション※1）の促進

- ・DX化促進に向けた啓発活動、相談窓口の設置

④ 施設・設備の更新及び新規導入の促進

- ・設備投資への税制優遇及び補助事業活用の促進

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
ア) 先端設備等導入促進計画の認定件数	6件 (H30～R4)	15件 (5年間累計)
イ) 島内小売業の販売額	10,719百万円 (令和3年度)	10,719百万円 (令和10年度)

【データ出典】

- ア) …隠岐の島町の認定件数
- イ) …R3経済センサス活動調査

【用語】

※1：DX（デジタルトランスフォーメーション）…企業がデジタル技術を活用して、業務プロセスだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものを変革するとともに、組織、企業文化、風土も改革し、競争上の優位性を確保すること。

重点課題

多様な人材の確保及び育成・定着への対応

8 働きがいも
経済成長も

● 対策

① 労働条件・雇用環境の向上

- ・働き方改革に関する取り組みの推進
- ・女性活躍のための働きやすい環境整備の推進
(商工会女性部と連携した意見交換会・ニーズ調査の実施、女性活躍に関する各種制度の啓発及び研修会等の実施)

② 若年者等の町内就業の促進

- ・各種産業の活性化による雇用の場の確保
- ・学生の保護者への求人・企業等の情報提供
- ・ジョブフェア（中・高生向け合同企業説明会）の継続実施による地元定着意識の醸成
- ・高校の進路指導担当者との連携強化
- ・障がい者雇用への理解促進

③ 町外の人材確保の促進

- ・隠岐の島町地域人材づくり協同組合との連携強化による産業人材の確保
- ・U I ターン促進施策の強化（つながり創出プロジェクトとの連携）
- ・空き家バンク制度や公営住宅・民間賃貸住宅の有効活用による労働者向け住宅の確保
- ・学生インターンシップ等の受け入れ体制の整備
- ・外国人人材の活用に係る情報提供、相談窓口の周知

④ その他

- ・隠岐の島町雇用対策協議会・シルバー人材センターとの連携
- ・専門的な知識やノウハウを持った人材の確保・育成支援

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
ウ) 高卒就職者の内、町内事業所への就職率	38.5% (5年間平均)	50% (5年間平均)
エ) 町内へのU I ターン者数	1,074人 (H30～R4)	1,250人 (5年間累計)

【データ出典】

ウ) …町内の県立3校への聞き取り調査

エ) …隠岐の島町独自集計

重点課題①

開業場所の確保及び開業ノウハウの習得

11 住み続けられる
まちづくりを



● 対策

① 西郷港周辺整備事業の推進

- ・ 公民連携による「海とまちをつなぎ、世代をつなぐまちづくり」の推進
- ・ にぎわいを創出する多様なイベント等の開催支援

② 開業を促進する環境の整備

- ・ 空き家・空きテナントの有効活用の促進（空き家・空きテナントを利用した開業、チャレンジショップやイベント開催など）
- ・ 開業に伴う補助金や税制優遇などの支援

③ 経営知識の習得促進

- ・ 創業支援セミナーの開催支援
- ・ ワンストップ相談窓口の周知、案内の促進

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
オ) 町内での開業数	57事業者 (5年間累計)	60事業者 (5年間累計)

【データ出典】 オ) …隠岐の島町商工会調べ

重点課題②

事業承継への対応

● 対策

後継者の確保及び育成の促進

- ・ 各種事業承継関連セミナーの開催支援
- ・ 各種相談窓口の周知、案内の促進
- ・ 第3者承継を含めた事業承継に伴う補助金や税制優遇などの支援

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
カ) 町内事業所の事業継続意向割合	22.7% (令和5年度)	40% (令和10年度)

【データ出典】 カ) …隠岐の島町商工会調べ（事業所向けアンケート）

町の観光資源を始めとする地域資源を整備・活用し、町の魅力を島内外に広く発信する事業活動の推進を図ること

重点課題

地域資源の活用の促進

● 対策

① 地域資源の整備・活用

- ・ 町内産品の利活用及び地産地消の推進
- ・ 町内産品の流通体制の改善
- ・ 地域資源の活用に関する補助事業や相談窓口の情報発信
- ・ 地域資源を活用した商品のPR、新規販路の開拓

② 島外からの誘客促進

- ・ 運賃低廉化の対象拡大への働きかけ
- ・ インバウンドへの対応強化
- ・ 観光プロモーションの強化、各種イベントの開催による観光客増加
- ・ 観光協会・隠岐ジオパーク推進機構をはじめとした、関係機関との連携強化

● 目標数値

評価指標	現状値	目標値
キ) 隠岐推定入島客数（年間）※隠岐圏域全体	95,931人 （令和4年度）	160,000人 （令和9年度）

【データ出典】キ) …隠岐ジオパーク推進機構調べ

資金調達の円滑化を図ること

重点課題

多様な資金メニューの有効活用

● 対策

情報発信・周知の促進

- ・ 信用保証協会、金融機関と連携した円滑な資金調達の支援

基本方針 6

事業者と関係機関との連携及び事業者相互の連携の促進を図ること

重点課題 組織間の連携強化

● 対策

事業者と行政の意見交換の促進

- ・ 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議の活性化
- ・ 既存組織（同業者組合や商工会部会）との連携による情報交換や問題意識の共有

基本方針 7

事業活動の推進に関する情報の提供及び発信を図ること

重点課題 積極的な情報発信及び情報収集

● 対策

時代に合った手法による情報発信・収集の促進

- ・ I T 技術を活用した情報発信力の向上に係る支援
- ・ S N S の積極的な活用推進

基本方針 8

学校教育における勤労観及び職業観の醸成を図ること

重点課題 キャリア教育の推進

● 対策

地元の産業に触れる機会の創出

- ・ 職場・職業体験事業の推進
- ・ ジョブフェア（中・高生向け合同企業説明会）の継続開催
- ・ 育てる側（教師や保護者）の学ぶ機会の充実、外部講師による講話・交流の促進
- ・ 多世代対話型交流学习事業『つながらあや』との連携



4. 事業推進体制及び役割

中小企業・小規模企業の振興のためには、それぞれが自己の役割を自覚しながら、各種取り組みを推進していくことが重要です。

1) 隠岐の島町

本計画に掲げた施策を着実に実施するため、必要な制度の整備や予算措置を行うとともに、町内中小企業・小規模企業、隠岐の島町商工会、地域金融機関、その他の関係機関と連携・協力して取り組んでいきます。

2) 中小企業・小規模企業

中小企業・小規模企業は、企業自らの創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び向上を前提として、積極的な情報発信・情報収集を行い、経営環境や顧客ニーズの変化に応じて、常に商品・サービスの品質向上に努めることとします。

また、積極的な求人活動や雇用の安定を図るとともに、人材の育成や雇用環境の充実を図り、従業員が働きやすい職場づくりや、町産品や町内で提供されるサービスの利活用に努め、さらには、地域社会との調和及び地域社会への貢献に努めることとします。その実現に向けて、町を初め、他の事業者や地域経済団体等との連携を深め、町全体の経済振興を担っていくこととします。

3) 隠岐の島町商工会

町内事業者以最も身近な専門家として、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善の支援に積極的に取り組むことのほか、組織力を生かした事業者間の連携強化に努めることとします。

4) 地域金融機関

円滑な資金供給や経営相談等を通して、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善の支援に積極的に取り組むよう努めることとします。

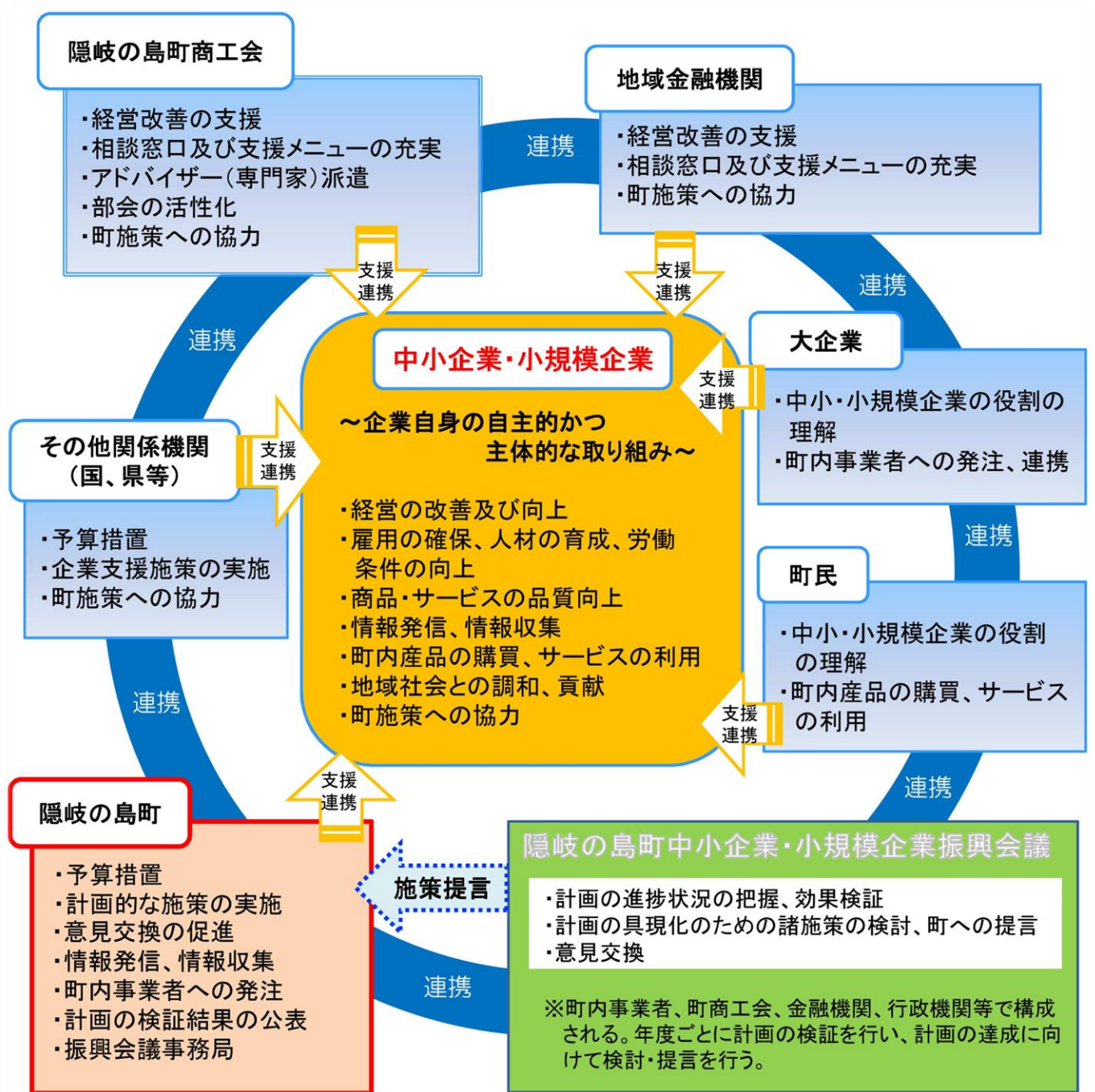
5) 大企業

中小企業・小規模企業の振興が本町の経済発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業・小規模企業との連携に努めることとします。

6) 町民

中小企業・小規模企業の振興が町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、町産品の購買や町内で提供されるサービスの利用に努める等、中小企業・小規模企業の発展への協力に努めることとします。

<事業推進体制イメージ図>



5. 資料

1) 計画策定の経過及びメンバー

本計画の策定にあたっては、中小企業・小規模企業、地域経済団体及びその他関係機関の意見を聞く場として、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議」を設置し、以下のとおり会議を開催しました。

開催日		会議	
令和5年 (2023年)	8月30日	第1回	振興会議
	11月30日	第2回	振興会議
令和6年 (2024年)	2月22日	第3回	振興会議
	3月21日～4月19日	パブリックコメント実施	

< 振興会議委員 >

令和6年3月31日現在

	氏名	所属	役職	区分
会長	高梨 勇光	隠岐の島町商工会	事務局長	支援団体
副会長	遠藤 元美	(有)アグリおき	代表取締役	経営者
	池田 明生	(有)池田材木店	代表取締役	経営者
	吉崎 英一郎	(株)吉崎工務店	代表取締役	経営者
	石川 昭美	(有)あずま家具住建センター	代表取締役	経営者
	藤村 篤	海老屋酒店	代表	経営者
	池田 則文	隠岐汽船(株)	取締役	経営者
	岩井 明人	一般社団法人VAGABOND	代表理事	経営者
	三好 英世	(株)山陰合同銀行 西郷支店	支店長	金融機関
	畑 浩夫	(株)島根銀行 西郷支店	支店長	金融機関
	岩田 篤史	島根県 隠岐支庁 県民局 地域振興課	課長	関係行政 機関
	鳥井 登	隠岐の島町 商工観光課	課長	町職員

2) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成29年隠岐の島町条例第16号)

(前文)

町内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、これまで、町の経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用やにぎわいを創出し、町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、深刻な人口減少、少子高齢化及び事業者間競争の激化等に伴い、事業活動を取り巻く環境は大きく変化し、厳しくなっている。

そのような中で、誰もが安心して暮らせ、「将来にわたり住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の成長と持続的な発展が不可欠であり、町、事業者、地域経済団体等及び町民が、連携・協働して中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

よってここに、町、事業者、地域経済団体等及び町民の役割とあり方について明らかにし、中小企業・小規模企業の振興と活力と魅力ある町の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、町の責務、事業者、地域経済団体等及び町民の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって中小企業・小規模企業の成長及び持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業者とは、中小企業者・小規模企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 地域経済団体等とは、商工会、銀行その他金融機関、協同組合、その他経済活動の発展に寄与する団体及びこれらに準ずる団体であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者による自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、国、県その他関係機関（以下「国等」という。）との連携を図りながら、町、事業者、地域経済団体等及び町民が協働して推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の安定及び革新並びに経営基盤の整備を図ること
- (2) 人材確保及び育成並びに雇用の安定を図ること
- (3) 新事業の創出及び創業の促進を図ること
- (4) 町の観光資源を始めとする地域資源を整備・活用し、町の魅力を島内外に広く発信する事業活動の推進を図ること
- (5) 資金調達の円滑化を図ること
- (6) 事業者と関係機関との連携及び事業者相互の連携の促進を図ること
- (7) 事業活動の推進に関する情報の提供及び発信を図ること
- (8) 学校教育における勤労観及び職業観の醸成を図ること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（町の責務）

第5条 町は、事業者、地域経済団体等及び町民の理解と協力を得ながら、前条の基本方針に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 町は、前項の規定に基づく施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者、地域経済団体等及びその他関係機関の意見を反映させるため、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るものとする。

3 町は、第1項の施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるとともに、国等との連携及び協力に努めるものとし、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

4 町は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

（中小企業者・小規模企業者の役割）

第6条 中小企業者・小規模企業者は、経済的及び社会的環境変化に応じて、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者・小規模企業者は、雇用の安定を図るとともに、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に努めるものとする。

3 中小企業者・小規模企業者は、他の事業者、地域経済団体等との連携を深めるとともに、町内で生産、製造又は加工される產品（以下「町產品」という。）及び町内で提供される役務の利活用に努めるものとする。

4 中小企業者・小規模企業者は、基本方針に基づく町の施策に協力するよう努めるものとする。

5 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が町の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業者・小規模企業者との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域経済団体等の役割）

第8条 地域経済団体等は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善の支援に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（町民の理解と協力）

第9条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町産品の購買及び町内で提供される役務の利用に努めるものとする。

（施策の実施状況の検証・公表）

第10条 町長は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2 町長は、前項の検証に当たっては、中小企業者、小規模企業者、地域経済団体等その他関係機関の意見を聴くものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議設置要綱

(平成30年隠岐の島町告示第48号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐の島町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成29年隠岐の島町条例第16号。以下「振興条例」という。）第1条に規定する目的を達成するため、中小企業者・小規模企業者、地域経済団体等及びその他の関係機関と行政との情報及び意見交換の場として設置する、隠岐の島町中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 町内の商工業の振興に関する計画（以下「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画に基づく施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他振興条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 振興会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町内中小企業・小規模企業の経営者
- (2) 金融機関等の代表者
- (3) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 振興会議に会長及び副会長を各1名置くものとする。

2 会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は振興会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 振興会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(報償費及び費用弁償)

第7条 振興会議の委員に報償費及び費用弁償を支給することができる。

2 報償費及び費用弁償の額並びにその支給方法は、隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年隠岐の島町条例第44号）を準用する。

（事務局および振興会議の庶務）

第8条 事務局は隠岐の島町商工観光課および隠岐の島町商工会に置くものとし、振興会議の庶務は隠岐の島町商工観光課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

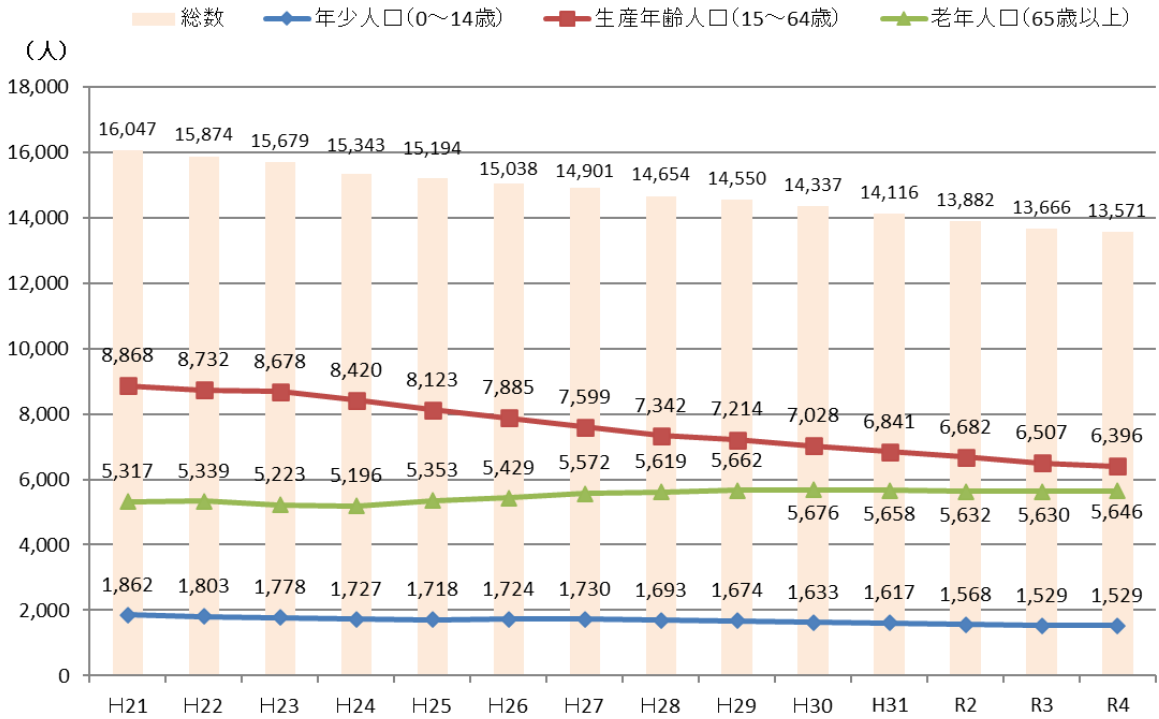
（経過措置）

2 この要綱施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年度末までとする。

4) 各種統計資料

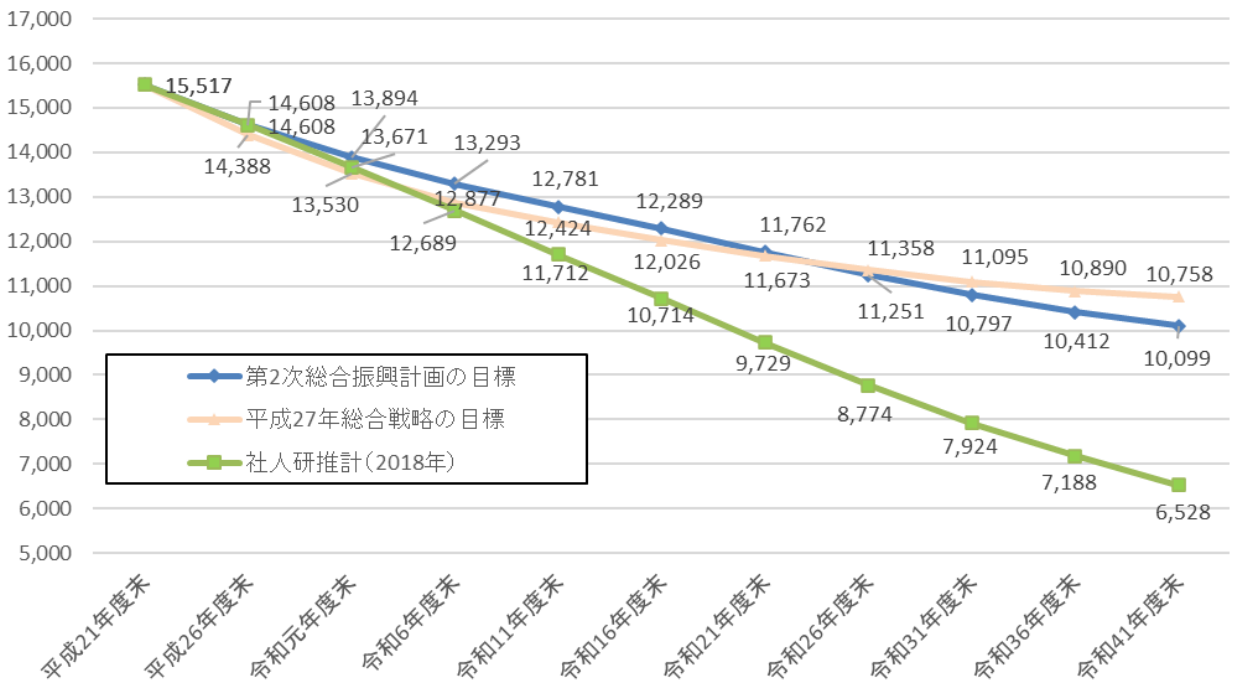
※特に記載のない限り、隠岐の島町についての統計データを掲載しています。

①年齢別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年3月末時点）

②人口の長期的な見通し

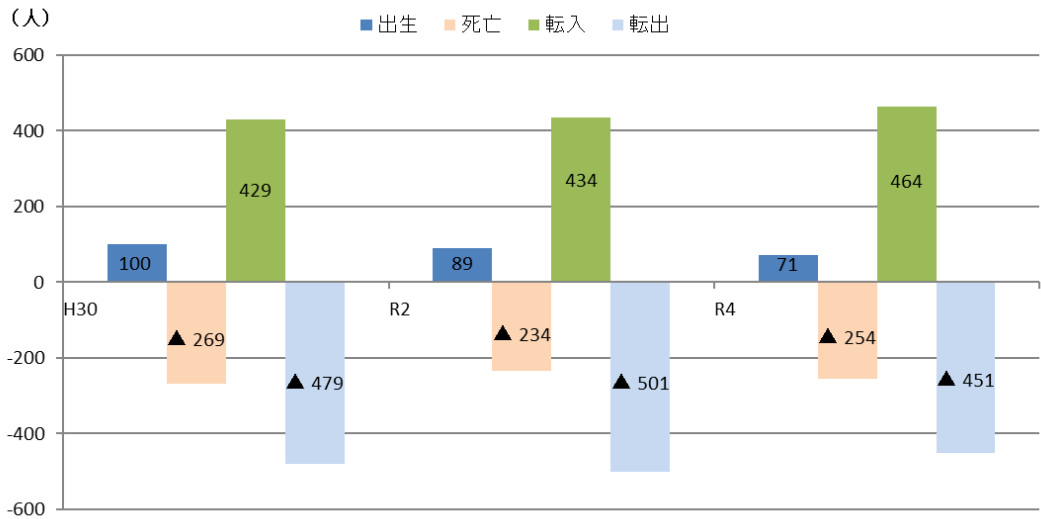


出典：第2次隠岐の島町総合振興計画

③人口動態と高齢化率・出生数

◆人口の自然動態・社会動態

出典：隠岐の島町独自集計



◆高齢化率（R5.4.1時点）

出典：住民基本台帳

地区	65歳以上人口	全体人口	高齢化率
西郷	4,020	10,071	40%
布施	172	305	56%
都万	686	1,478	46%
五箇	717	1,549	46%
合計	5,595	13,403	42%

◆年度別出生数

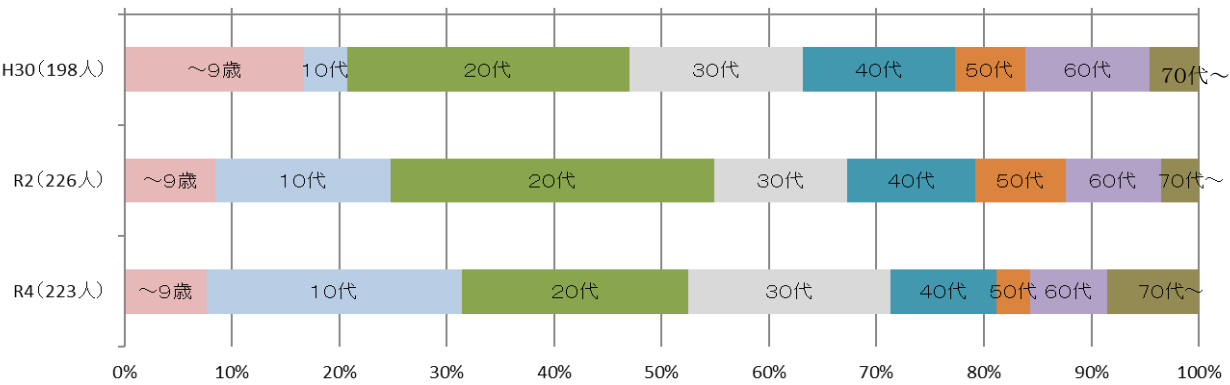
出典：隠岐の島町独自集計

R1	R2	R3	R4
75	89	85	71

④移住者の状況

◆U・Iターン者の年齢構成

出典：隠岐の島町独自集計



◆U・Iターン者 転入元ランキング（H30～R4累計）

出典：隠岐の島町独自集計

1位	島根県	308人	6位	神奈川県	46人
2位	大阪府	155人		広島県	46人
3位	鳥取県	71人	8位	岡山県	41人
4位	東京都	66人	9位	千葉県	26人
5位	兵庫県	58人	10位	埼玉県	19人

⑤中小企業・小規模企業

◆隠岐の島町内事業者数（R5.4.1時点）

事業者区分	事業者数
中小企業者	50(4.9%)
小規模企業者	979(95.1%)
その他(大企業)	0
合計	1,029

隠岐の島町商工会会員数（R5.4.1時点）

会員数	563事業所
組織率	52.3%

◆隠岐の島町内事業者数（H30.4.1時点）

事業者区分	事業者数
中小企業者	51(4.7%)
小規模企業者	1,043(95.3%)
その他(大企業)	0
合計	1,094

隠岐の島町商工会会員数（H30.4.1時点）

会員数	611事業所
組織率	53.50%

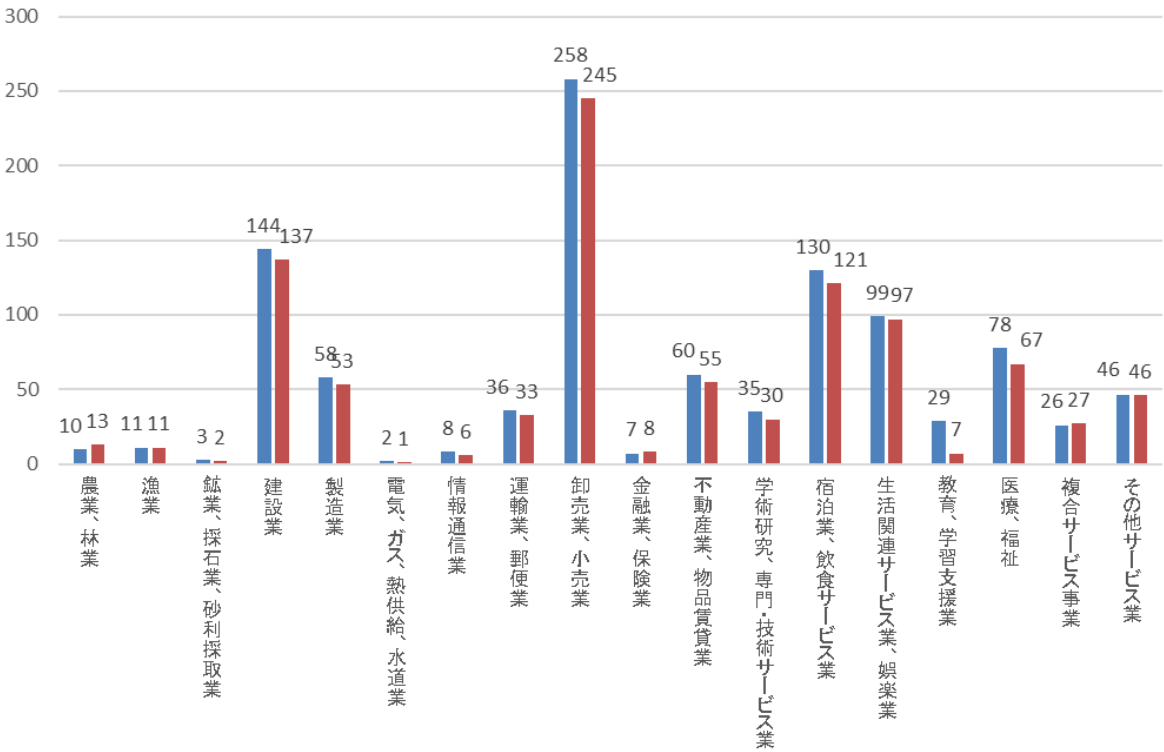
出典：隠岐の島町商工会独自集計

⑥業種別事業所数

（事業所）

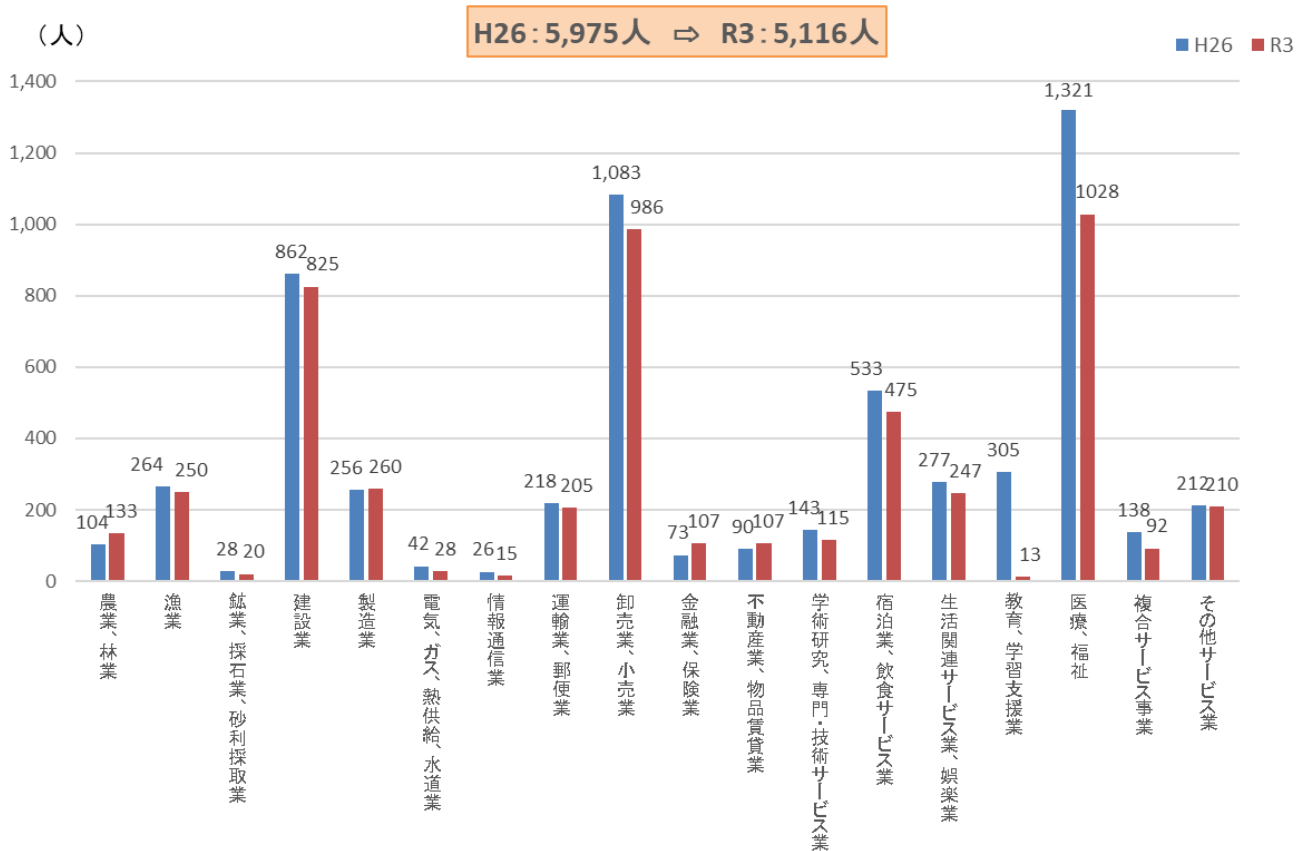
H26：1,040事業所 ⇨ R3：959事業所

■ H26 ■ R3



出典：経済センサス基礎調査

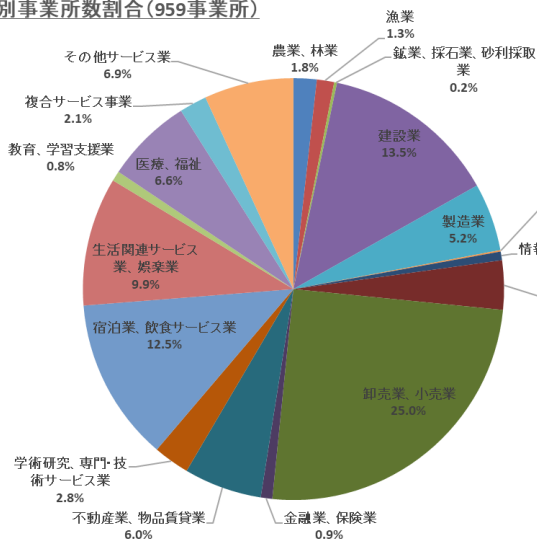
⑦業種別従業者数



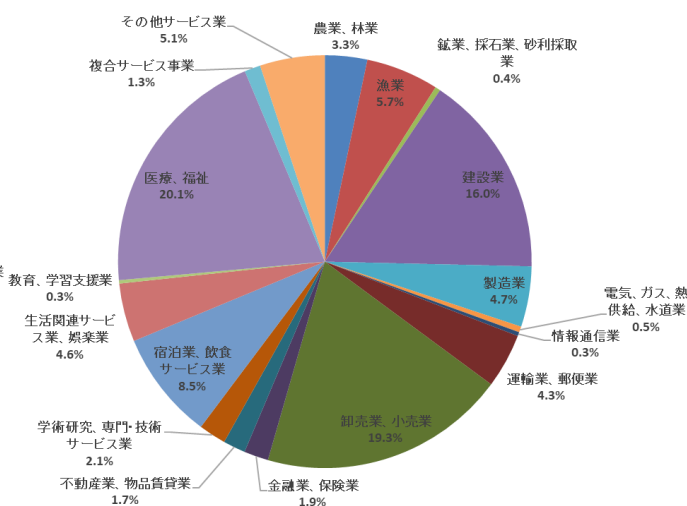
出典：経済センサス基礎調査

⑧業種別事業所数・従業者数の割合

◆業種別事業所数割合(959事業所)

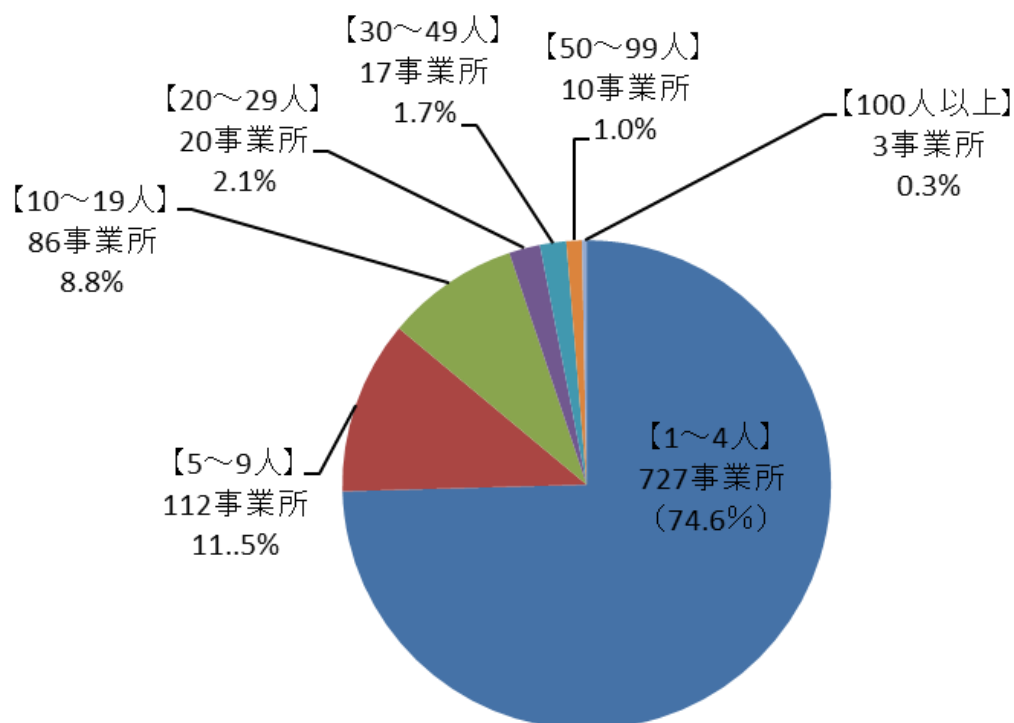


◆業種別従業者数割合(5,116人)



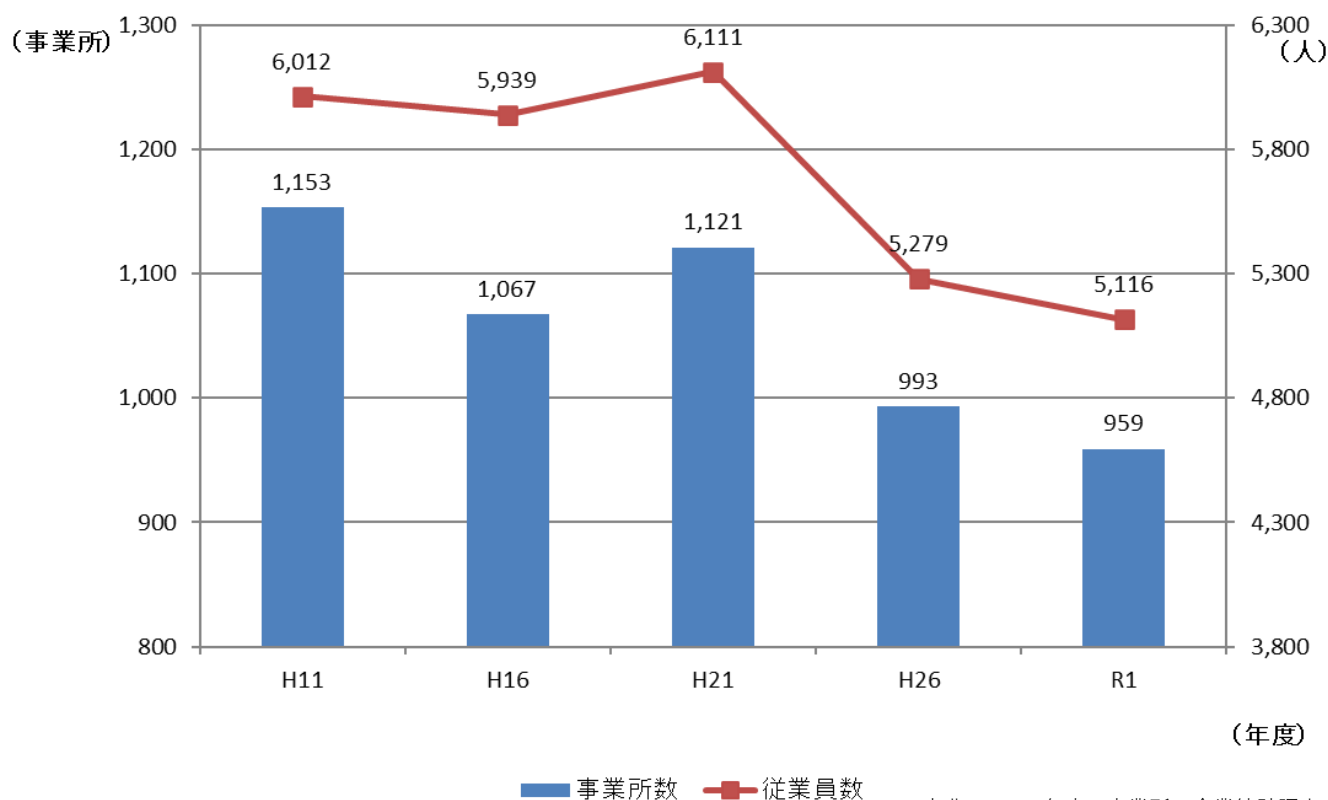
出典：経済センサス基礎調査

⑨従業員規模別事業所数



出典：経済センサス基礎調査

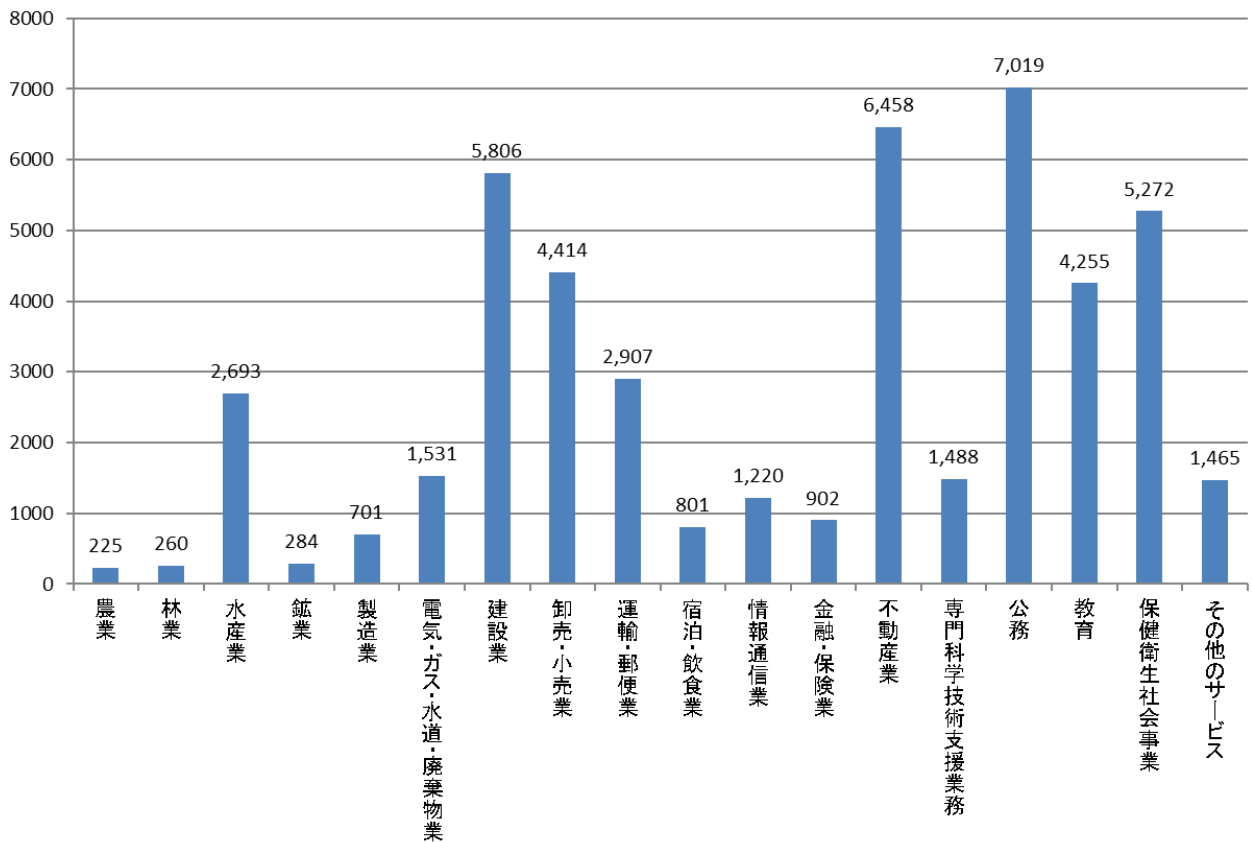
⑩民営事業所数・従業員数



出典：～H21年度 事業所・企業統計調査
H26年度～ 経済センサス基礎調査

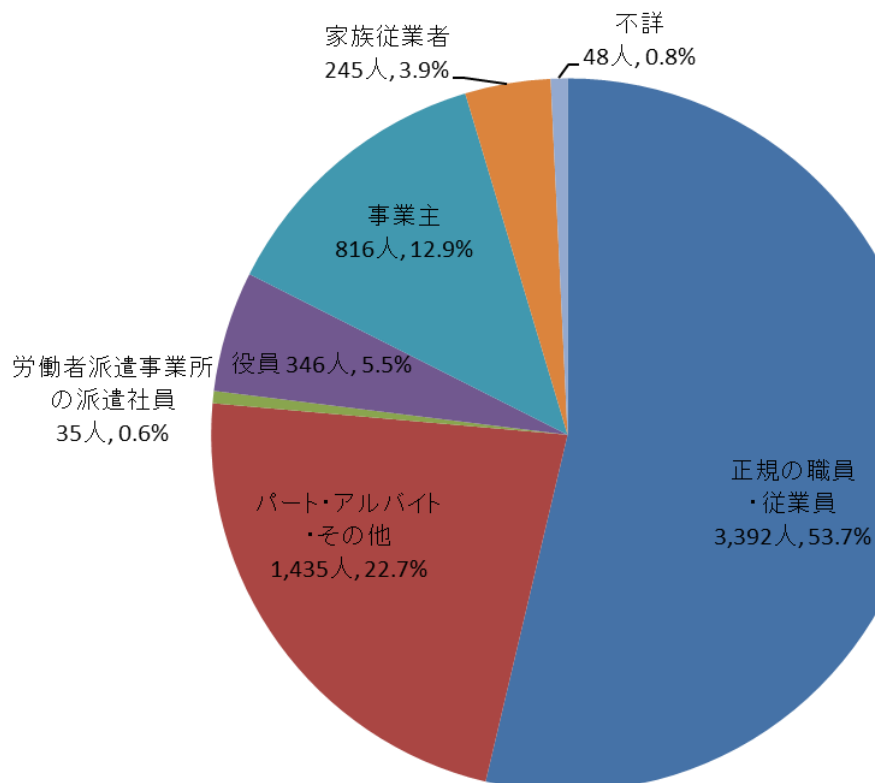
⑪産業別総生産

(百万円)



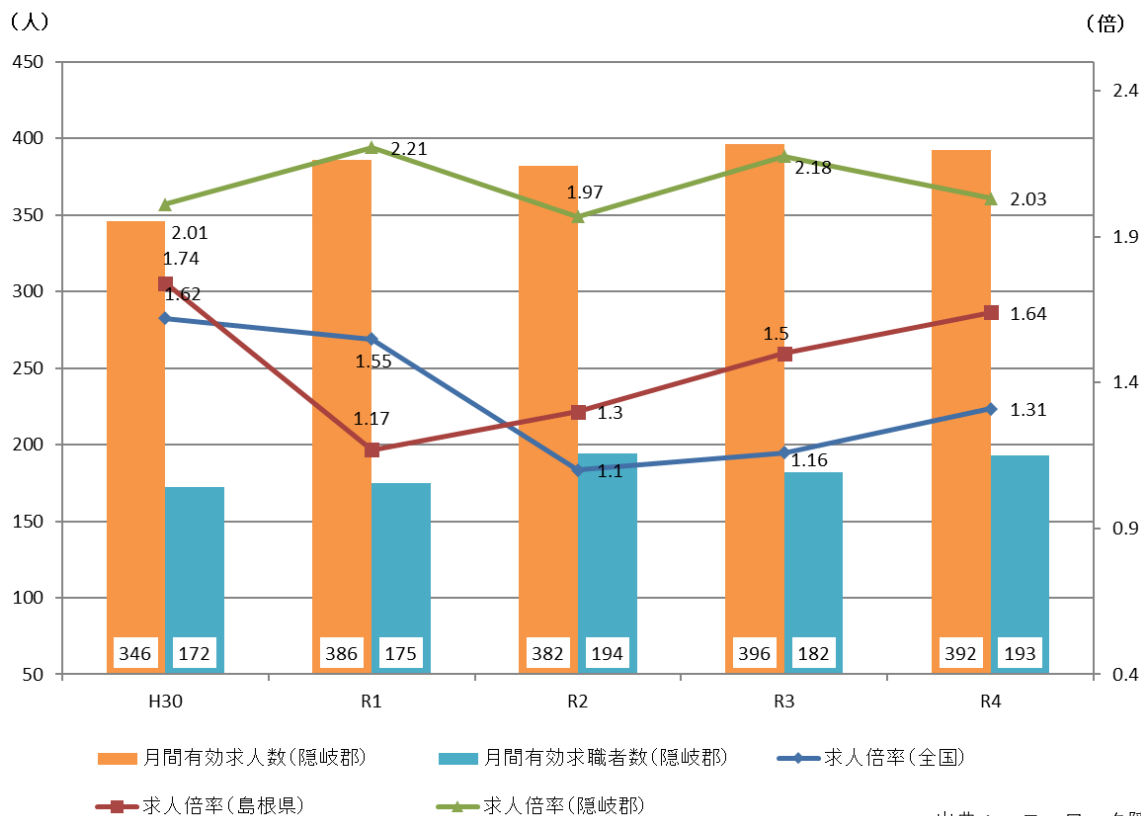
出典：島根県市町村民経済計算（R2）

⑫従業員上の地位別就業者数・割合

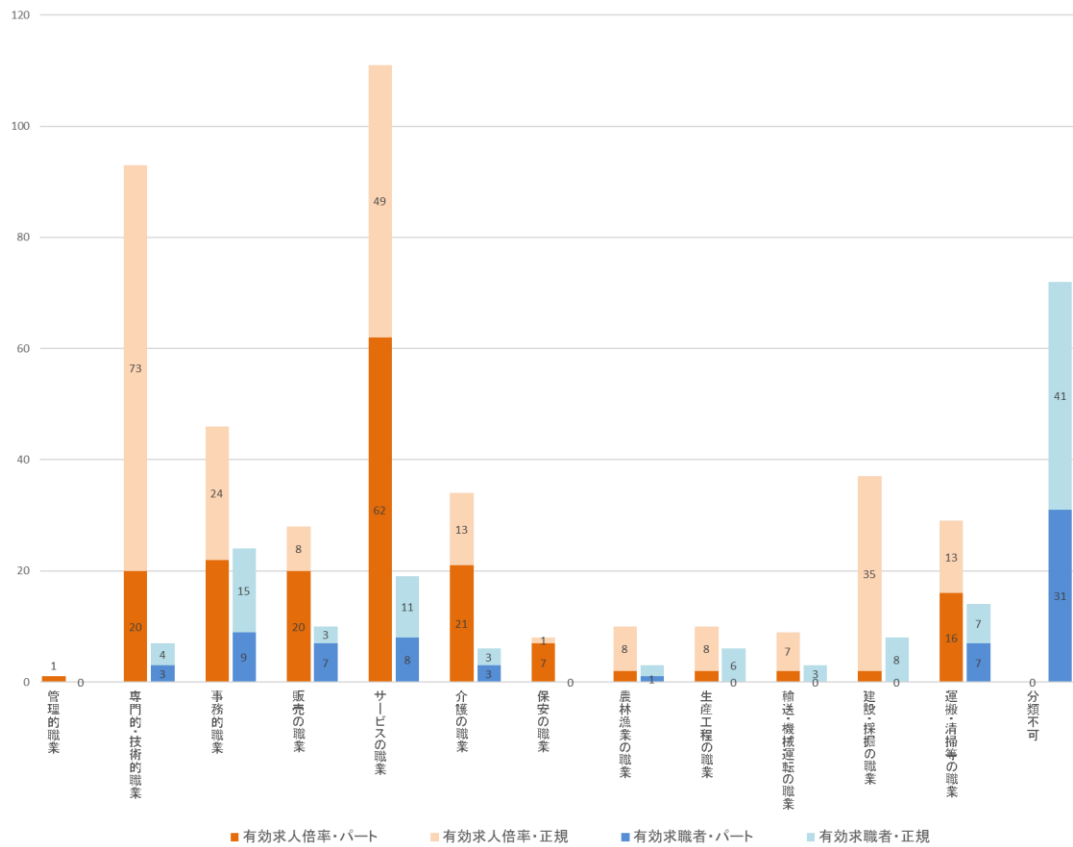


出典：国勢調査（R2）

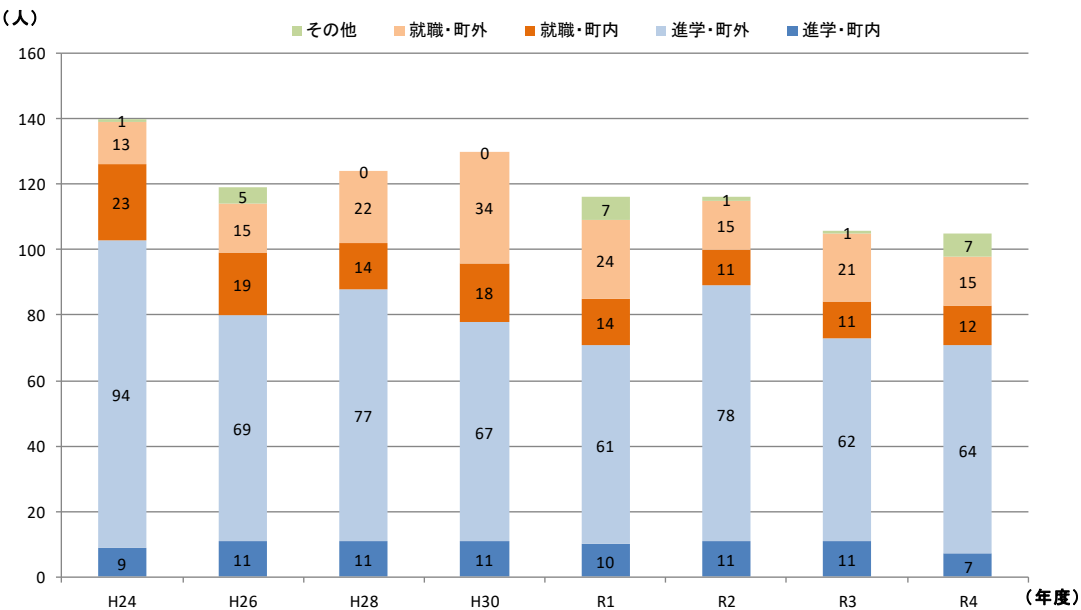
⑬有効求人倍率



⑭職種別有効求人求職状況（隠岐郡）



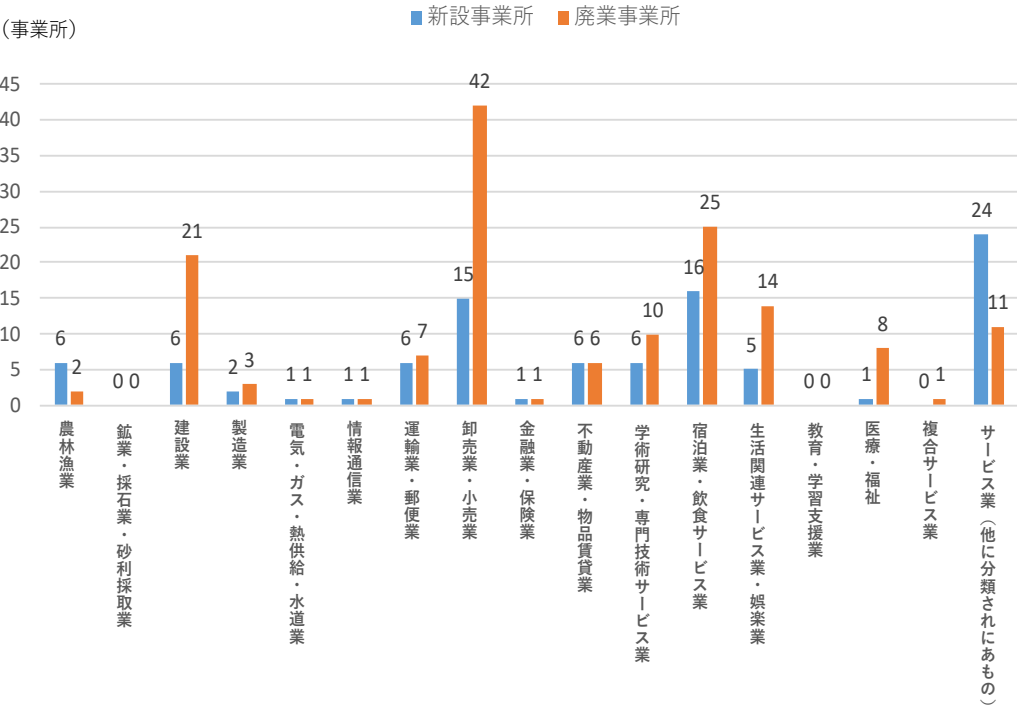
⑮町内高校生の進路状況



就職率(全体)	25.7%	28.6%	29.0%	40.0%	32.8%	22.4%	30.2%	25.7%
就職率(町内)	16.4%	16.0%	11.3%	13.8%	12.1%	9.5%	10.4%	11.4%
町内就職率	63.9%	55.9%	38.9%	34.6%	36.8%	42.3%	34.4%	44.4%

出典：町内県立高校・特別支援学校 進路指導部より

⑯産業別新設・廃業事業所数



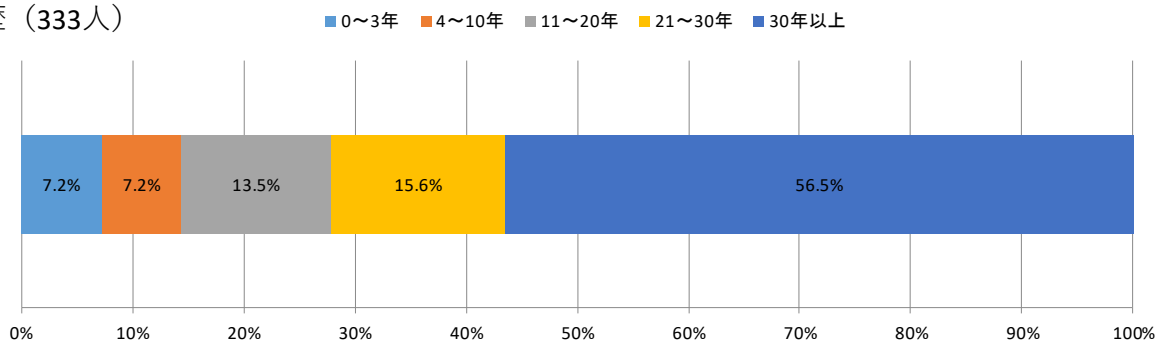
開業率		
全国平均		5.1%
1	沖 縄	8.8%
2	埼 玉	6.0%
3	東 京	6.0%
4	福 岡	6.0%
5	愛 知	5.9%
・	・	・
43	島 根	3.3%
44	岩 手	3.2%
45	新 潟	3.2%
46	青 森	2.9%
47	秋 田	2.7%

廃業率		
全国平均		3.3%
1	大 分	4.0%
2	島 根	3.8%
3	高 知	3.8%
4	福 岡	3.7%
5	徳 島	3.7%
・	・	・
43	広 島	2.9%
44	岐 阜	2.9%
45	和 歌 山	2.8%
46	熊 本	2.8%
47	奈 良	2.7%

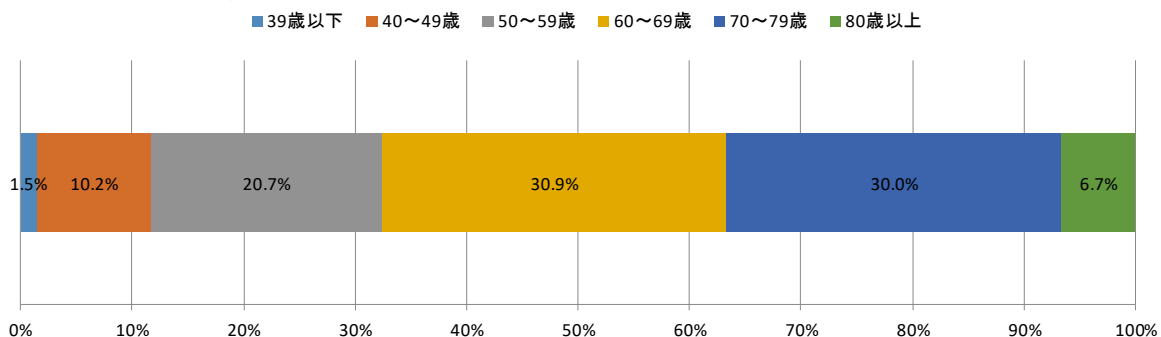
出典：経済センサス基礎調査

⑰事業承継

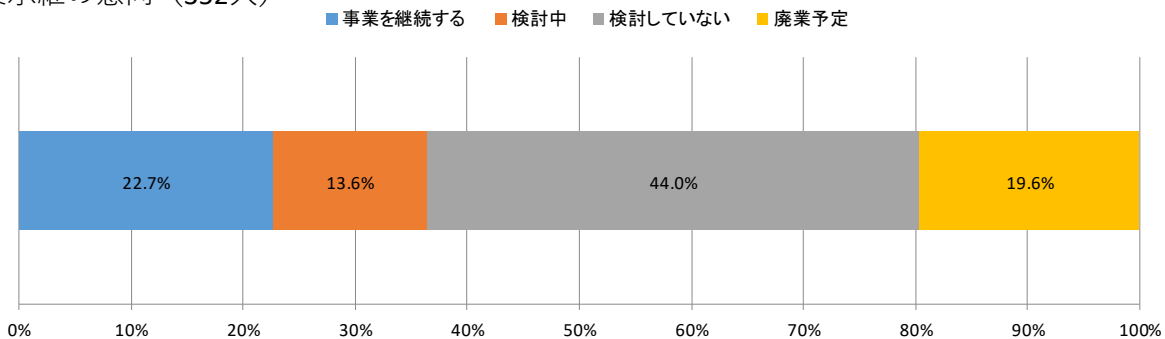
◆業歴（333人）



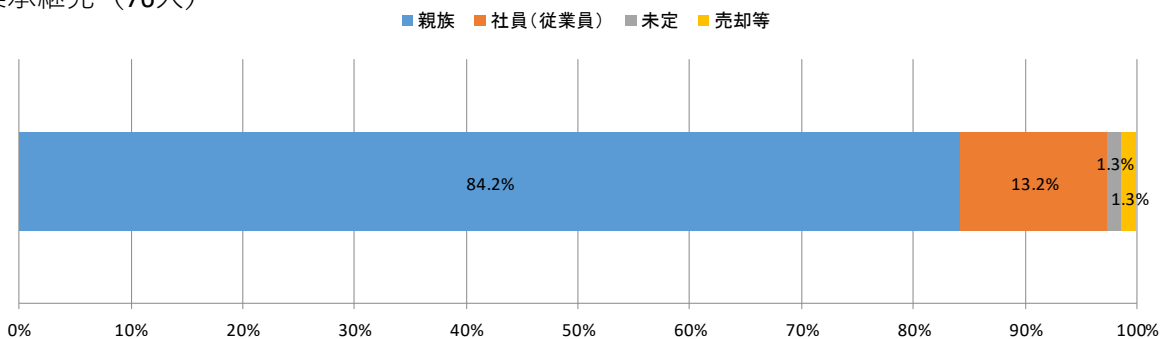
◆経営者の年齢（343人）



◆事業承継の意向（352人）



◆事業承継先（76人）



出典：隠岐の島町商工会独自集計



隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画

発行：隠岐の島町

住所：〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電話：08512-2-2111（代表）
